

グラッター判決とグラッツ判決の意義

1978 年バッキー判決をもとに

土肥 はるな

序章	
第 1 章	アフーマティブ・アクション
	第 1 節 アフーマティブ・アクションとは
	第 2 節 アフーマティブ・アクションをめぐる判決
第 2 章	バッキー判決 訴訟の概要と判決
第 3 章	ミシガン大学における 2 つの訴訟概要
	第 1 節 グラッター判決 最高裁判所までの経緯
	第 2 節 グラッツ判決 最高裁判所までの経緯
	第 3 節 最高裁判所が言い渡した判決
第 4 章	ブッシュ政権内からの反応
	第 1 節 ブッシュ大統領の反応
	第 2 節 パウエル国務長官、ライス大統領補佐官の反応
	第 3 節 最高裁判所の判決後の反応
第 5 章	逆差別訴訟判決後の反応
	第 1 節 アフーマティブ・アクション推進派
	第 2 節 アフーマティブ・アクション反対派
第 6 章	グラッター判決と グラッツ判決の意義
終章	

序章

アメリカの歴史は 1776 年以來の 230 年ほどでしかなく、決して長いものとはいえない。もともとイギリスからの移民によって建国されたアメリカはその短い歴史の中で移民の国として黒人をはじめとしてヒスパニック、アジア系など多くの新しい住民たちを受け入れてきた。しかしはじめから移民の国アメリカが機能していたかというところではなく、特に奴隷としてアメリカへ強制的につれてこられたアフリカン・アメリカンつまり黒人たちが自由と平等を勝ち取るまでには長い年月を要した。アメリカでの黒人の自由は 1960 年代に制定された公民権法を持って保障され、そして人種差別という社会構造は法律の上では是正された。しかしアフーマティブ・アクションが繰り返される中、マイノリティーへ対しての、特に黒人に対しての差別はアメリカ建国時以來あまりにも日常に浸透しすぎていたため白人による黒人差別の多くは事実上根強く残っていた。公民権法後の人種差別は高等教育の場でも同じであった。本人の人種が白人以外のものであるがために入学を拒否されるマイノリティー学生、黒人学生の権利を守るため、そして自由と平等を広めるためにアフーマティブ・アクションが活発に行われた。そしてその結果アメリカでの人種差別はかなりの度合いで是正されたかのように見えた。しかし、自由、平等、そして個人の権利を守るために行われたアフーマティブ・アクションであったが、時を経てマジョリティーとマイノリティーの地位が均等に近づくにつれ、そのマイノリティー保護の運動は逆に白人へ不利に働くファクターとして見られるように変化していつてしまう。このアフ

ーマティブ・アクションに対しての白人側からの反発がいわゆる逆差別、“reverse discrimination”とよばれるものである。高等教育の場での逆差別は幾度となく法廷で争われており、この動きをこれから見ていこうと思う。

論文を論証していく上で私はバッキー判決をもとに 2003 年のグラッター判決、グラッツ判決を検証し、この 3 つの判決によって派生したアファーマティブ・アクションへの影響、プッシュ政権内での反応に注目していきたいと考えている。本論文のオリジナリティとしては 1 年前に出た 2 つの判決を 30 年前のバッキー判決と照らし合わせて考察を進めていくことで廃止の方向へと進むアファーマティブ・アクションを見直すことが出来ることだと思う。今回の判決においてはアファーマティブ・アクションを擁護する結果が出たといわれているが、その影響とはどのようなものだったのかを見ていきたい。また、判決によってプッシュ政権内での判決への反応を取り扱うこともオリジナリティの一つといえると考えられる。2003 年のグラッター判決と グラッツ判決の意義とは果たしてどのようなものだったのか、逆差別訴訟の歴史とともに見ていきたい。

第 1 章 アファーマティブ・アクション

第 1 節 アファーマティブ・アクションとは

アファーマティブ・アクション(Affirmative action)とは 1961 年にケネディー大統領が発令した大統領命令において初めて使われた用語だといわれている。一般的には人種または性による差別を解消するために、人種や性を考慮して積極的に差別の撤廃を政策として行うことを指す。アファーマティブ・アクションは大きく分けて 5 つの分類に分けることができる¹⁾。

大統領命令につき、連邦政府が発するアファーマティブ・アクション

個別の連邦法律が直接、履行を命じている場合に発するアファーマティブ・アクション(公共事業法など)

裁判所が衡平法上の救済手段として命ずるアファーマティブ・アクションや裁判所の同意判決 (consent decree) に基づくアファーマティブ・アクション

州や地方自治体がそれぞれの議会立法に基づいて発するアファーマティブ・アクション

企業や学校などが自発的・任意的に行うアファーマティブ・アクション(voluntary affirmative action)

また、アメリカ合衆国憲法は修正第 14 条において「いかなる州もその管轄内において、何人に対しても法の平等保護を否定してはならない」と定め、公民権法は社会生活のあらゆる分野を対象として、人種や性に基づく差別を禁止することを明言している。しかし、差別を撤廃するために制定されたアファーマティブ・アクションは一定の人種や性を優遇するために保護されない人種が保護されている人種、いわゆるマイノリティー集団に対してよけい反感を持たせてしまうこともある。つまり優遇措置を受けない人種や性にとってアファーマティブ・アクションは「逆差別」(reverse discrimination)となってしまうのだ。今回扱うのは高等教育の場における逆差別なので、上記の にあたる voluntary affirmative action である。この論文ではアファーマティブ・アクションが逆に差別を引き起こしてしまう逆差別の問題を教育の場での逆差別訴訟を中心に見ていきたいと思う。

第 2 節 アファーマティブ・アクションをめぐる判決

逆差別を理由にこれまでアファーマティブ・アクションがアメリカ合衆国国民全員に平等を保障する修正第 14 条や公民権法に抵触するのではないかと連邦最高裁判所において次々と判決が出されていった。アメリカ連邦最高裁判所が判決を出した判例をいくつか挙げると Bakke 判決(1978 年)²、Weber 判決(1979 年)³、Fullilove 判決(1980 年)⁴、Wygant 判決(1986 年)⁵、Firefighters 判決(1986 年)⁶、Steel Metal Works 判決(1986 年)⁷、Johnson(1987 年)⁸、そして今年に 003 年に判決の出た Grutter 判決と Gratz 判決などである。Johnson 判決以外は人種差別解消のためのアファーマティブ・アクションが争点となっており、Bakke 判決と Wygant 判決では最高裁判所が出した結果としてアファーマティブ・アクションの有用性が否定されている⁹。特に Bakke 判決はアファーマティブ・アクションが人種差別にあたるかについて最高裁判所が違憲判決を下した初めての事件である。また Bakke 判決は、本論文で主なテーマとして取り上げられている高等教育の場での逆差別、とりわけ大学入試でのアファーマティブ・アクション問題としても注目できるので詳しく見て行きたいと思う。

第 2 章 バッキー判決 訴訟の概要と判決

バッキー判決で問題となったアファーマティブ・アクションは州立カリフォルニア大学デイヴィス医学校が任意に設けたもので、入学定員 100 人のうち 16 人については特別に人種的マイノリティーの志願者から通常の入学試験制度とは異なった特別選抜制度によってその 16 人を選び、入学を許可するという割当制を行っていたというものである。そこで特別選抜制度で入学したマイノリティーの志願者の平均点よりも高い得点をとりにながらも白人であったがために通常の入学試験において不合格となった白人志願者がこの割当制は人種に基づく差別であり、憲法修正 14 条および公民権法第 6 編に違反するとして提訴した。

白人であるアラン・バッキーが 1973 年と 1974 年の 2 回、州立カリフォルニア大学デイヴィス医学校に志願した際に白人であることから通常の入学選抜方式が適用された。彼は 1973 年には 500 点満点中 468 点を取ったが不合格とされ、翌年 1974 年に再び志願し 500 点満点中 549 点を取ったがやはり不合格とされた。しかしバッキーが大学入試を受けた同じ年に試験を受け、入学を許可されたマイノリティーの学生はバッキーよりも低い点数で入学を許可されていた。これを不服とし、バッキーは州裁判所に訴えてきた。

一審判決では定員 100 名に対して 16 名のマイノリティーのための入学枠をあらかじめ確保しておくような入学試験制度は違憲だとされた。しかし、原告であるバッキーについては特別プログラムがあったがために入学を拒否されたということが証明できなかったため、本人の入学は認められなかった。

次にこの事件はカリフォルニア州最高裁判所で争われる。カリフォルニア州最高裁判所の判決では大学をすべての人種に開放することは重要であり、マイノリティーの医師がマイノリティーの患者のために進んで治療に当たれることを促進するという目的は尊重しなければならないが、州立カリフォルニア大学デイヴィス医学校の入学試験制度は憲法が規定する「平等保護条項」に反するとし、違憲判決を言い渡した。また、大学側がバッキーの入学拒否について十分な検証責任を果たしていないことからバッキーの入学を許可するよう判決を下した。

連邦最高裁判所でも争われたこの事件は 1978 年 6 月に判決が言い渡された。連邦最高裁判所では法廷意見を形成することができず、3 つの意見にわかれた。パウエル判事は「教育の場においてさまざまな人種から成る多様性のある学生環境は必要不可欠である。しかし今回問題になった入学試験制度はその多様性を確保するために必ずしも必要であるとは言いがたい。バッキーのように不当に入学を拒否されること

は憲法修正第 14 条の平等保護条項に違反するとして認められない」とした。ブレナン判事、ホワイ特判事、マーシャル判事、ブラックマン判事は「医療分野でマイノリティーが活躍できていない現状を改善するためにもデイヴィス医療学校の優遇制度の正当性を証明する必要がある。したがって、大学入学試験で人種を考慮することは許可されるべきではないとした判決は覆されるべきである。」スティーブンス判事、スチュワート判事、レンキスト判事は「ここで問題になっているのは人種が大学入試試験で考慮されるべきか否かではない。パッキーはデイヴィス医学校の Title VI 違反によって入学を拒否された。よってパッキーはデイヴィス医学校への入学を許可されるべきである。」とした¹⁰。

このようにして結果的に州立カリフォルニア大学デイヴィス医学校が任意に設けたアファーマティブ・アクションの効力は否定された。州立カリフォルニア大学デイヴィス医学校の入学試験制度に対する違憲判決はやや曖昧な含みを持ったものとなったのだが、最も踏み込んだ意見を述べたパウエル判事の意見が実質的な連邦最高裁判所の判断とされ今日に至っている。また、人種の違いを唯一の理由にした入学拒否は違憲とするとして連邦最高裁判所が判決を下したが、同時に、適当な範囲内で人種の違いを優遇条件に加えるということは意見ではないという判決を示しており、割り当て制自体を全面的に否定したわけではなかった点が注目される。

第 3 章 ミシガン大学における 2 つの訴訟

ミシガン大学では学部課程の入選者選考のさいにマイノリティーの志願者には 150 点満点中 20 点を自動的に上積みしているほか、法律大学院では 10 から 12% の割合でマイノリティーを入学させている。白人学生バーバラ・グラッターはミシガン大学法科大学院に受験したが不合格の結果になった。このとき、自分より成績の劣るマイノリティーの学生が入学を許可されたのは不公平だとし、人種を考慮した合否判定は合衆国憲法が定める「教育の機会均等」に反すると訴え出た。同様に人種を基にした特別選抜制度により不合格をいわれたジェニファー・グラッツとパトリック・ハマシャー¹¹もミシガン大学のこの制度を不服としていた。

その結果、1997 年、ミシガン大学の特別選抜制度が存在するがために入学を拒否されたとし、制度を不服にとったジェニファー・グラッツとパトリック・ハマシャーとバーバラ・グラッターの 2 グループの白人志願者が別々に大学を相手取り提訴したのであった。バーバラ・グラッターはミシガン大学の法科大学院を提訴し、ジェニファー・グラッツとパトリック・ハマシャーはミシガン大学の学部課程を提訴していた。この 2 つの訴訟はミシガン大学法科大学院に対するケースは「Grutter v. Bollinger, Lehman, Shields, Regents of the University of Michigan and University of Michigan Law School」、ミシガン大学学部課程に対するケースは「Jennifer Gratz and Patrick Hamacher v. Lee Bollinger, James J. Duderstadt, the University of Michigan, and the College of Literature, Art and Science」と呼ばれている。

第 1 節 グラッター判決 最高裁判所までの経緯

まずはじめに、グラッター訴訟の経緯を見ていきたい。バーバラ・グラッターはミシガン在住の GPA3.8 LSAT161 を持つ白人女性であった。グラッターがミシガン大学法科大学院の入学選考試験を受けた際に白人であるという理由からミシガン大学法科大学院が実施していたマイノリティーに対して特別入学枠を用意するという優先入学制度は適用されなかった。しかし、グラッターと同じ年に入学試験を受けたマイノリティー学生は実際にはグラッターよりも低い点数であったにもかかわらずマイノリティー学生のための特別枠

を割り当てられ合格をはたしていた。毎年マイノリティーの学生に対してミシガン大学法科大学院は 10 から 12%のマイノリティー枠を確保しており、入学を許可されたこのマイノリティー学生もその制度を活用していた。このことを不服とし、グラッターはミシガン大学法科大学院を相手取り訴訟を起こした。

グラッター裁判について連邦地方裁判所のバーナード・フリードマン裁判官¹²がこのような見解を述べている。「大学での入学選考試験で人種を考慮に入れることは法により許されていない。もし人種を考慮する法科大学院の入学試験が法によって許されていたとしてもミシガン大学の法科大学院の入学試験制度はあまりにも人種を考慮しすぎである」¹³。フリードマン裁判官はミシガン大学法科大学院の入学選抜制度は憲法違反であり人種の割り当て制度にあたり、許されるべきではないとした。また、フリードマン裁判官は法科大学院の意図的に作られた多様性が学生の成績や学力を高めるとした弁明を証明できないとして却下し、ミシガン大学法科大学院に対して人種を入学選考において考慮することを禁止することを命じた¹⁴。それに対し控訴裁判所は裁判に決着がつくまで人種を入学選考において考慮することを禁止する命令を延期するとした。控訴裁判所におけるグラッター裁判ではミシガン大学法科大学院の人種を考慮した入学選抜制度は違憲ではないとして連邦地方裁判所におけるフリードマン裁判官の判決を覆した。この控訴裁判所でマーティン判事が言い渡した判決は前述した最高裁判所で争われたバッキー判決をもとに審査され、ミシガン大学が主張した「大学内での多様性から学生が利益を得られる」¹⁵という言い分には説得力があるとし、この大学での人種を考慮した入学選抜制度は必要性に応じた(“narrow tailored”)制度だと認めたのだ。16裁判所の判決ではミシガン大学法科大学院の入学選抜において各志願者は個人として扱われており、必要最低限(“critical mass”)のマイノリティーを入学させることはマイノリティーの学生にとっても、また白人学生にとっても学生の多様性による教育の場が持てるとしている¹⁷。この後グラッターは連邦地方裁判所の判決を覆したこの控訴審の判決を不服とし最高裁判所で逆差別訴訟を争うことになる。

第 2 節 グラッツ判決 最高裁判所までの経緯

次にグラッツ裁判の経緯である。この逆差別訴訟ではミシガン大学の学部課程について争われた。ジェニファー・グラッツとパトリック・ハマシャーはそれぞれ 1995 年と 1997 年にミシガン大学学部課程¹⁸の入学選抜試験を受けた際に白人であることからマイノリティーの学生に対して行われていた 150 点満点中 20 点¹⁹を自動的に上積みするアファーマティブ・アクションにもとづく優先入学は適用されなかった。入学選抜試験の結果、ジェニファー・グラッツとパトリック・ハマシャーはミシガン大学学部課程への入学を果たすことができず、反対に 2 人よりも入学選抜試験にて低い点数を取ったにも関わらず 20 点を自動的に上積みされたマイノリティー学生が入学を許可されたのだ。ジェニファー・グラッツとパトリック・ハマシャーはこのミシガン大学学部課程の行っていたマイノリティーに対する優先入学制度を不服としてミシガン大学を相手取り訴訟を起こした。

ミシガン州の連邦地方裁判所にてパトリック・ドゥーガン裁判官²⁰はグラッツ訴訟についてこう述べている。「大学での多様性はアメリカ政府にとっても注目されている事柄であり、現在の大学での学部課程への特別入学試験制度はバッキー判決で最高裁判所が出した判断によって定められた基準からはずれていないと考えられる。しかしミシガン大学の 1995 年から 1998 年の入学試験制度は違憲である」²¹と違憲判決を出した。しかし、ドゥーガン裁判官は 1998 年以降に改正されたミシガン大学学部課程における入試選抜試験の制度については合憲と認めた。これについてはグラッター判決とは反対にミシガン大学の主張していた、意図的に作られた多様性が学生の成績や学力を高めるとした弁明に説得力があるとしたのだ²²。これをう

け、原告であるグラッツらと被告ミシガン大学はともにシンシナティ控訴裁判所に上訴をした。

第3節 最高裁判所の言い渡した判決

グラッター裁判とグラッツ裁判は歴史上重要な裁判として扱われたために、また原告が異なる学生であるにもかかわらず問題となっている法律がとても似通っているということから最高裁判所での異例の対策がとられた。最高裁判所では通常3人の裁判官の前で控訴理由があげられたり議論が行われるのだが、グラッター裁判、グラッツ裁判ともに「en banc」つまり9人の裁判官全員出席の上での審議が開かれた。また最高裁判所での審議は両裁判が一緒に扱われることとなった。

第1項 グラッター裁判における最高裁判所の判決

ついに2003年6月23日に6年間続いた裁判に判断が下されることとなった。まずはグラッター裁判をみていきたい。グラッター裁判における最高裁判所の出した結論であるが、ミシガン大学法科大学院の大学入学選抜制度が5対4²³で合憲であるという結果が出た。連邦最高裁判所はグラッター裁判について、高等教育の場での多様性は重要であるとし、またその説得力もあるとした。その考えから大学内での学生人種の多様性により学生は教育的利益を得ることができるとし、入学選考制度において人種を判断基準のうちの一つとして考慮することは可能であるとした。最高裁判所はミシガン大学法科大学院の入学選抜制度の中で使われているファイル・レビューが必要性に応じた(“narrow tailored”)制度として使われているとし、それにより大学内での多様性で学生に利益がもたらされているとした。さらに最高裁判所はミシガン大学法科大学院の目標である「必要最低限(“critical mass”)のマイノリティーを確保する」ことに使用される制度や目的そのものは割当制にあたることはない、とも述べた²⁴。サンドラ・デイ・オコナー判事は25年後には大学入学選抜試験において学生の人種を考慮に入れた選抜は行わなくても良くなっていることを期待しているとコメントを残している。

第2項 グラッツ裁判における最高裁判所の判決

グラッター裁判に最高裁判所の判決が下った数分後同じく最高裁判所の判決がグラッツ裁判にも下された。グラッター裁判でミシガン大学法科大学院の入学選抜制度が合憲という判決をえられたにもかかわらず、グラッツ裁判では6対3²⁵でミシガン大学での学部の是正措置は違憲であるという判断が出た。この判決理由としてはグラッツ判決同様に高等教育の場での多様性は重要であること、またミシガン大学学部課程の主張にも説得力があり、学生人種の多様性により学生は教育的利益を得ることができるとしながらも、ミシガン大学の行ったマイノリティー志願者に対してのみの「150点満点中、20点を自動加算」する制度は必要性に応じていない(“not narrowly tailored”)とウィリアム・レンキスト判事は判決を下したのであった²⁶。

グラッツ判決に関しては最高裁判所は高等教育において人種は入学志願者一人一人の評価²⁷としてのみ利用するように言い渡した。これに対してミシガン大学側は費用がかかりすぎるとして個人の評価としての実施を渋っていたが、2003年6月23日の判決が言い渡されたときには快く負担する構えを示した²⁸。しかし、レンキスト判事は「個人の評価として人種を考慮するという制度が大学の運営にやりがいのある課題を残すということは違憲であるシステムの是正に直結するわけではない」²⁹としている。

第 4 章 ブッシュ政権内からの反応

第 1 節 ブッシュ大統領の反応

2003 年に入ってまもなく全米が注目するグラッター裁判とグラッツ裁判の判決の見通しがついてくるとブッシュ政権内からの裁判に対する反応が見られるようになった。このことから裁判がいかにアメリカ全体の注目を集めていたかがわかるだろう。2003 年春にも判決が出されるとの予定も出てきた中、アフーマティブ・アクションに反対する共和党保守派のブッシュ大統領が 1 月 15 日にミシガン大学の行っているアフーマティブ・アクションに基づいて人種構成に配慮した特別選抜制度を「認められない」とする見解を発表した。大統領が入試や採用に関して黒人などのマイノリティー学生を優遇する措置に反対する意見を述べたことにより、連邦最高裁判所が 2003 年 1 月 16 日に審理を開くのを前に大統領が基本姿勢を示した形となった。また、ブッシュ大統領は「大学内での多様性確保のためには別的手段があるはずだ」³⁰などの内容を含んだ意見書を 2003 年 1 月 16 日、連邦最高裁判所に提出した。

1 月 15 日の発表ではブッシュ大統領は「最高 150 点の入試で、人種的理由だけで 20 点も得ている」と具体的な数字を挙げ、「この大学では何人も学生が、肌の色で入学を許されたり拒否されている。大学当局の熱意は正しいが結果は差別だ」³¹「人種的偏見を解消しなければならないが、間違いを正すために間違った手段を使ってはならない」³²と強調した。「制度の確信は学生に単に人種を理由に恩恵か不利を与えるものだ」と述べ、逆差別が生じていると指摘している。ブッシュ大統領はテキサス州知事時代にもテキサスの州立大学の定員を黒人やヒスパニックなどのマイノリティーに割り当てることに反対しており、人種と関係なく各こうこうの上位 10% 以上の学生には州立大学への入学を認めていた。

第 2 節 パウエル国務長官、ライス大統領補佐官の反応

大統領が意見を述べ、また意見書を提出したことを受けパウエル国務長官やライス大統領補佐官がテレビに出演し、それぞれの意見を述べた。1 月 19 日の夜、パウエル国務長官は CNN の番組「レイト・エディション」に出演し、ブッシュ大統領が反対を表明したミシガン大学の大学入試でのアフーマティブ・アクションについて支持する考えを示した。番組の中でパウエル国務長官はアフーマティブ・アクションを「強く支持する」と明言し、人種は大学入試選考で考慮されるべき条件のひとつであると述べた。また、「この国ですべてのことが人種とは無関係に中立でいられたらいいとは思いますが、残念ながらまだそこまで到達はしていない」³³、「大学の学生構成を決めるにあたり、人種もひとつの選考要素であるべきだ」などと述べ、大学入試選考におけるアフーマティブ・アクションの必要性を強調した。そのような発言を行いながらもパウエル国務長官は「アフーマティブ・アクションについて大統領と何度も話し合った。教育において多様性が重要だとブッシュ大統領は確信しているが、ミシガン大学の入試選考はやりすぎだと感じたようだ。そのため司法に憲法判断をゆだねた」と、ブッシュ大統領がマイノリティー優遇策に頭から反対しているわけではないと説明し、政府内の意見不一致はないと強調した³⁴。

ライス大統領補佐官も NBC の番組「ミート・ザ・プレス」で大学内に多様性を確保するためには「人種間の公平な手段が機能していない場合、人種を考慮の対象に入れるのは重要なことだと思う」³⁵と意見を述べた。さらにライス大統領補佐官自身も学生時代アフーマティブ・アクションの恩恵を受けていたと話したともある。しかし一方でライス大統領補佐官は「ブッシュ大統領の政策は支持している」と話し、大学入試でマイノリティー志願者の点数を一律に上げるミシガン大学の方針には問題があるとして指摘している。「ブッシュ大統領は、人種とは切り離された選考方法をまず試すべきだと主張している。大学内の多様性確保のため

の起用される範囲の認定を裁判所に求めたのは適切な措置であった」³⁶とパウエル国務長官と同様にブッシュ大統領と意見の不一致があるわけではないと強調した。

第3節 最高裁判所の判決後の反応

このような発表や意見書を出していたブッシュ陣営の面々であったが、2003年6月23日の最高裁判所の判決を受け、最高裁判所の判断を尊重する姿勢を表明した。ブッシュ大統領は「アメリカの大学内での多様性の価値を認める」³⁷ことで最高裁判所の判決に敬意を払うと述べている。しかしそうしながらもブッシュ大統領は「あらゆる人種、民族、経済層の教育の機会を均等にするための政策を継続する」といふ声明を発表した。また、ブッシュ政権は人種優先制度の正当性は証明されなかったと見るとしている。大学は人種に関して中立的なアプローチを取るべきであるとブッシュ大統領は意見を述べた。

ブッシュ大統領に対しては民主党からジョセフ・リバーマン上院議員が「大統領は共和党右派におもねった」³⁸などの批判が出ている。黒人指導者ジェシー・ジャクソン氏も「大統領は人種問題をわざわざあおっている」³⁹と意見を述べ、批判が相次いでいた。また、ブッシュ大統領は意見書を提出しながらも今回は1978年のバッキー判決の最高裁判所判決破棄までは求めず、ミシガン大学のアフーマティブ・アクションの裁判に限定すると説明している。これはこの論議が時期大統領選挙に影響を及ぼさないように考慮されたものであると考えられる。また、フロリダ州など近年の、黒人やヒスパニック層の票が勝敗を左右する傾向が見られることからフロリダ州での選挙に影響を及ぼさないように発言を控えるようにとのアドバイスも政権内からは出ていたという。

第5章 逆差別訴訟判決後の反応

第1節 アフーマティブ・アクション推進派

ミシガン大学を相手取った2つの逆差別訴訟が合憲、違憲、別々の判決を下されたことで様々な反応が見られた。そのいくつかをここで紹介しよう。

まずは当事者であるミシガン大学の現在の学長メアリー・スー・コールマン。最高裁判所の判決が出た直後に「国中の教育施設に知れ渡る判決となっただろう。」とコメントしている。コールマンは「オコナー判事が25年前のパウエル判事の大学での多様性の確保を許可した判決に忠実に裁きを下してくれた」と喜んだ。

片方の判決では違憲判決が下されたにもかかわらず、コールマン学長と同じように多くのアフーマティブ・アクションの支持者は勝利を喜んだ。その理由としてはオコナー判事がはっきりとアフーマティブ・アクションを支持したからだ。オコナー判事はグラッター裁判で修正14条違反を訴えた原告の申し出を却下し、反対に憲法によって人種優遇策のタイムリミットを設定する必要性を示し、その期限を25年後と言い渡した。1978年に最高裁で争われたバッキー判決以来25年の月日がたつが、オコナー判事の言葉のように25年後には人種を考慮しなくても高等教育の場において多様性の確保が可能になることが期待される。

第2節 アフーマティブ・アクション反対派

しかしこの言葉に対して反発を示す判事もいる。判事の中でただ1人の黒人、クラレンス・トーマス判事だ。人種によって優遇政策を行うことにあと25年も猶予を与えたことに対して憤りを感じると述べている。また、トーマス判事は「憲法は今から300ヶ月たったとしても同じ意味を持つ」⁴⁰と発言している。彼の主張では人種優遇策はマイノリティーに対して何の特にもならず、むしろ彼らにマイノリティーという烙印を押すことになり、

教育の妨げになるとしている。ミシガン大学に対しては「大学は見た目を気にしているのではないか。教室にある机の形から学生の肌の色まで管理しようとしている」⁴¹。と非難した。

また、両裁判で白人学生らの代理を務めた個人権利センター⁴²代表テレンス・ペルは裁判での敗北を認めたが、今後大学への入学選抜試験で人種を選考過程で考慮することが以前より難しくなっただろうとコメントした。また、「この判決は人種優遇政策の終わりへのスタートラインとなっただろう」⁴³と述べた。また、グラッター判決に対しては最高裁判所が大学内での多様性確保のためのアファーマティブ・アクションを認めはしたが「採り手段として認めただけであり、先に多様性確保のための他の手段を熟考しなければならないことをミシガン大学は忘れてる」⁴⁴と批判した。Pell はこの判決が出たことによりこれまでに人種優遇策を是正してきた他のアメリカ国内の大学が今までの努力をやめてしまうきっかけになってしまうと懸念している。

連邦最高裁判所の判決を受け、カリフォルニア州の住民投票 209 の執筆者の一人、ワード・コナーリー氏がミシガン大学にてこのアファーマティブ・アクションを撤廃しようとする演説を行ったことも興味深い反応である。彼の運動により、ミシガンでのアファーマティブ・アクションのこれからの動向がさらに注目されることになるだろう。

第 1 項 グラッター判決と グラッツ判決の意義

最高裁判所において最も保守的といわれた 3 人の判事、ウィリアム・レンキスト、アントニン・スカリア、クラレンス・トーマスが大学での多様性の確保を理由にしたアファーマティブ・アクション、人種優遇の使用に反対することは明らかにわかっていたことであり、また最もリベラルといわれていた 4 人の判事たち、ジョン・ポール、スティーブズ、デイビッド・ソウター、ルース・ペーダー・ギンズバーグ、スティーブン・ブレイヤーが反対にアファーマティブ・アクションを支持することはわかりきっていた。よってこの最高裁判所の判決の鍵を握る判事はサンドラ・オコナーとアントニー・ケネディーであった。その結果グラッター判決ではミシガン大学が、グラッツ判決では学生が勝訴した。この 2 つの訴訟なぜとも似通っているにもかかわらず、そして同じ判事らによって裁かれたにもかかわらず別々の判決が下されたのだろうか。それはミシガン大学法科大学院の入学選抜制度とミシガン大学学部課程の入学選抜制度の手順の違いにあった。大学の学部課程の入学選抜方法でのアファーマティブ・アクションは志願者を一個人として評価することを怠り、人種というひとくくりのグループで判断していたとされたからだった。反対に法科大学院の入学選抜制度では志願者を一個人として審査していると認められた。1978 年のバッキー判決でのパウエル判事の「多様性確保のためには入学選抜の際に人種を考慮することも認める」とした意見をもとに、これまでアファーマティブ・アクションを擁護する立場の人々は割り当て制と非難されるごとに、「多様性」を抜け道として利用してきた。今回、グラッター判決とグラッツ判決によって割り当て制であるという指摘を回避するための「多様性」という逃げ道を利用するにはその制度が「一個人としての評価」⁴⁵であることを義務付けた。一個人の評価としてでなければ人種を考慮する理由には当たらないとしたのだ。今回の判決の意義にはこの「多様性」の議論を 1978 年の判決以来 25 年ぶりに明確にしたことにあるだろう。また、グラッター判決とグラッツ判決によって最高裁判所での判事らのバランスというものがいかに重要であるかということも明らかになったのではないだろうか。特にサンドラ・オコナー判事の 1 票が注目されており、最高裁判所での 1 票の重みがいかに大きいかを示された。このことによって今後、最高裁判所判事任命時にも改めてバランスの熟考がなされるのではないだろうか。

さらに、グラッター判決とグラッツ判決が下されたことによって今後のミシガン大学以外の大学における

入学選抜制度が変わっていくことが考えられる。最高裁判所の判決には直接的には法的執行力がないと言われるが、テキサスなどの入学選抜試験においてすでに人種優遇策を撤廃している大学などが今後の試験において、この判決に習い、一個人として評価をする上でマイノリティー志願者に対する優遇策を講じること出てくるであろう。ただし、サンドラ・オコナー判事が設定したあと 25 年というリミットまでに人種を入学選抜試験で考慮する制度を終わらせなければならない。グラッター判決とグラッツ判決の意義はミシガン大学以外の大学に一定の基準を課しながらも人種優遇策を許したことではなく、その優遇策のリミットを設定できたことにあると考えられる。25 年を長いと見るか短いと見るか、立場によって異なるが、ようやく人種優遇策の終わりが見えてきたのではないだろうか。この点では評価できるだろう。

終章

長い差別の歴史から黒人らマイノリティーを解き放つために 60 年代公民権運動の結果ようやく白人以外の黒人やヒスパニック学生のために高等教育への門戸が開かれた。しかし、それが結果的に「逆差別」を生み出してしまうというアイロニーにアメリカは陥っていた。1978 年のパッキー判決も今回のグラッター判決とグラッツ判決という 2 つのケースもその現象の延長線に立っている。差別や逆差別はアメリカ国民一人一人の意識によって作られるものであるが、その意識の改善というものは最高裁判所の判決によっては変えられないものである。しかし、今回明確なリミットが課されたことでマジョリティー、マイノリティーともにその意識に少しでも変化が現れたことを願いたい。

また、グラッター判決とグラッツ判決の興味深い点は訴訟の両サイドが判決に対してある程度の満足感を感じている点である。アファーマティブ・アクションに反対する共和党保守層からは今回の連邦最高裁判所の判断を優遇措置の適用範囲を限定したものと評価する声があがっている。その一方では民主党やリベラル層でも「多様性や機会の平等を保障した、大きな勝利だ」として今回の判決を受け差別是正を認めるものとして評価している。このように両サイドからの 2 つの意見が生まれたこの判決は考察をするなかでも興味深いものとなった。

最後に、多数派である白人社会からの「逆差別」の巻き返しにより、90 年代以後半にはカリフォルニア州やワシントン州で住民投票によりアファーマティブ・アクションが撤廃されるなど揺り戻し現象が起こった。本文の中でも少し触れたが、カリフォルニア州の住民投票 209 の執筆者の 1 人、ワード・コナーリー氏がミシガン州でもアファーマティブ・アクション撤廃の運動を繰り広げようとしている。今後、ミシガン州におけるアファーマティブ・アクションにどのような影響を与えていくのか、そして今回の訴訟の中心であったミシガン大学の入学選抜制度にどのような変化をもたらすのかがこれから注目されるであろう。今後のアメリカの人種問題、特にアファーマティブ・アクションの今後の動向のターニングポイントともなったグラッター判決とグラッツ判決の影響は多大なものではないだろうか。

1 「人種差別解消のためのアファーマティブ・アクションと逆差別 Croson 判決をめぐる」松田聡子、『帝塚山学院大学研究論集』、1990

2 Regent of the Univ. of Cal. v. Bakke, 436 U.S. 265 (1978)

- 3 United Steel Workers v. Weber, 443 U.S. 193 (1979)
- 4 Fullilove v. Klutznic, 448 U.S. 448 (1980)
- 5 Wygant v. Jackson Bd. of Educ., 476 U.S. 561(1984)
- 6 Local No.93, Intl. Assn. of Firefighters v. Cleveland, 478 U.S. 501(1986)
- 7 Local 28, Sheet Metal Workers v. EEOC, 478 U.S. 421 (1986)
- 8 Johnson v. Transportation Agency, Santa Clara County, Cal., 480 U.S. 616(1987)
- 9 Wygant 判決概要：ここで問題となったアフーマティブ・アクションはミシガン州ジャクソン教育会が教員組合との労働契約において採用した任意的アフーマティブ・アクションである。このアフーマティブ・アクションによると、教員の一時解雇はシニョルティ制を原則とするが、その場合にすでに雇用されているマイノリティーの教師が全教師に占める割合を現在よりも減らしてはならないとするものであった。そこで、マイノリティーの教師よりもシニョルティの高い非マイノリティー教師が一時解雇されるのは人種差別にあたり、このアフーマティブ・アクションは憲法修正 14 条および公民権法 7 編に違反すると提訴されたもの。これに対し最高裁は 5 対 4 でこのアフーマティブ・アクションを違憲と判断。「やむにやまれぬ目的」と「厳密整合的に作られたものか」を審査した結果、説得力ある証拠が示されていないためにこれを違憲としたのだった。
- 10 <http://usinfo.state.gov/usa/infousa/facts/democrac/41.htm>
- 11 Jennifer Gratz は 1995 年にミシガン大学学部課程の入学選抜試験を受け、Patrick Hammacher は 1997 年に同試験を受けている。
- 12 1988 年 6 月に共和党レーガン大統領により任命された裁判官。
- 13 http://www.adversity.net/education_2_michu_2.htm
- 14 http://www.adversity.net/education_2_michu_2.htm
- 15 http://www.umich.edu/~urel/admissions/legal/grutter/gru_fin.response.html
- 16 http://www.umich.edu/~urel/admissions/legal/grutter/gru_fin.response.html
- 17 The defendants' affirmative action plan is clearly justified by the compelling state interests in integration, reduction of bias and discrimination, and diversity that have been previously identified in the instant appeal and in the intervenors' related appeal. In addition, the plan is narrowly tailored; no alternative to affirmative action could prevent the resegregation of the University of Michigan Law School and higher education generally.
- 18 Jennifer Gratz と Patrick Hammacher の受けた学部は College of Literature, Art and Science.
- 19 SAT や ACT のスコアが満点で加算される点数は 12 点にしかない。
- 20 1986 年 10 月に共和党レーガン大統領によって任命された裁判官。
- 21 http://www.adversity.net/education_2_michu_2.htm
- 22 http://www.adversity.net/education_2_michu_2.htm
- 23 Grutter 判決で合憲とした 5 人の判事は John Paul Stevens, David Souter, Ruth Bader, Stephen Breyer と Sandra O'Connor. 違憲とした 4 人の判事は William Rehnquist, Antonin Scalia, Anthony Kennedy, と Clarence Thomas.
- 24 New York Law Journal, June 24, 2003
- 25 Gratz 判決において違憲とした 6 人の判事は Clarence Thomas, Antonin Scalia, Anthony Kennedy, Sandra O'Connor, Stephen Breyer, と William Rehnquist.
- 26 ただし、ジェニファー・グラッツがマイノリティーに対して優遇措置が行われていたために白人であるグラッツがミシガン大学入試試験で不合格になったり提訴した件に関してはジェニファー・グラッツが志願し入試試験を受けた 1995 年には同じ受験生のうち 1400 人の学生（白人とアジア系アメリカ人）がジェニファー・グラッツよりも点数が低かたにもかかわらずミシガン大学の求める学習到達度（academic achievement）に及んでいたとして合格、ミシガン大学学部課程へ入学許可を得ていたという事実もある。
- 27 “individualized review”
- 28 New York Law Journal, June 24, 2003
- 29 同上
- 30 CNN.co.jp 2003 年 1 月 16 日
- 31 『東京新聞』 夕刊 2003 年 1 月 16 日
- 32 『毎日新聞』 夕刊 2003 年 1 月 16 日
- 33 CNN.co.jp 2003 年 1 月 16 日
- 34 CNN.co.jp 2003 年 1 月 16 日
- 35 CNN.co.jp 2003 年 1 月 16 日
- 36 CNN.co.jp 2003 年 1 月 16 日
- 37 The Washington Times 2003 年 6 月 24 日
- 38 『読売新聞』 2003 年 1 月 16 日
- 39 『読売新聞』 2003 年 1 月 16 日
- 40 New York Law Journal, June 24, 2003

-
- 41 New York Law Journal, June 24, 2003
 42 Center for Individual Rights
 43 The Washington Times 2003 年 6 月 24 日
 44 The Washington Post 2003 6 月 30 日
 45 “Individualized consideration”

【参考文献】

< 一次資料 >

- * バッキー判決概要 : <http://usinfo.state.gov/usa/infousa/facts/democrac/41.htm>
- * バッキー判決概要 : <http://thrashinc.dynu.com/anarchy/essays/reversediscriminationallanbakke.htm>
- * グラッター裁判最高裁判所判決文 : <http://www.supremecourtus.gov/opinions/02pdf/02-241.pdf>
- * グラッター裁判控訴審判決文 : http://www.umich.edu/~urel/admissions/legal/grutter/gru_fin.response.html
- * グラッツ裁判最高裁判所判決文 :
<http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/23jun20031600/www.supremecourtus.gov/opinions/02pdf/02-516.pdf>
- * ミシガン大学公式ホームページ :
<http://www.umich.edu/news/Release/2003/Jun/supremecourt.html>
- * フェミニスト団体ホームページ :
<http://www.feminisut.org/news/newsbyte/uswirestory>
- * Columbia Law School ホームページ :
http://www.law.columbia.edu/media_inquiries/news/Oct_2003/bvb_essays
- * Legal Information Institute ホームページ :
<http://supct.law.cornell.edu/supct/html/02-516.ZS.html>
- * The Center of Individual Rights ホームページ :
http://www.cir-usa.org/recent_cases/gratz_v_bollinger.html

< 二次資料 >

- * The De-Valuing of America, William J Bennett, Simon & Schuster, 1992
- * Making of America-Society & Culture of the United States, Luther S Luedke, The Univ. of North Carolina Press, 1992
- * America Decades 1990-1999, Victor Bondi, Gale Research, 2000
- * America Decades 1970-1979, Victor Bondi, Gale Research, 1995
- * 鷓木圭治朗 『アメリカ新研究』、北樹出版、1997 年
- * トーマス・F・ペティグリュー 『現代アメリカと偏見と差別』明石書店、1985 年
- * 米国近代大学史研究
- * 明石紀雄、川島浩平 『現代アメリカを知るための 60 章』明石書店、1998 年
- * 大谷康夫 『アメリカ黒人と公民権の歴史』明石書店、2002 年
- * C・V・ウッドワード 『アメリカ人種差別の歴史』福村出版、1998 年
- * 脇浜義明 『アメリカの差別問題』明石書店、1995 年
- * 松田聡子 「人種差別解消のためのアフーマティブ・アクションと逆差別 Croson 判決をめぐる」帝塚山学院大学研究論集、1990 年
- * 礪山守男 「アメリカにおける逆差別」明治大学大学院紀要 30 集、1993 年
- * New York Time Magazine Class of Prop.209 James Traub
- * <http://www.nytimes.com/library/magazine/home/19990502mag-traub.html>
- * Info USA
<http://usinfo.state.gov/usa/infousa/sitemap.htm>
- * University of Michigan Reverse Discrimination Lawsuit
http://www.adversity.net/education_2_michu_2.htm
- * Center of Individual Rights HP
http://www.cir-usa.org/articles/mich_timeline.html
- * NAACP Legal Defense and Education Fund, INC Annual Report 2001 P1-p6
- * New York Law Journal, June 24, 2003 Correction Appended
- * CNN.co.jp 2003 年 1 月 16 日
- * 毎日新聞 夕刊 2003 年 1 月 16 日
- * The Washington Post, June 30, 2003

おつき.....土肥はるな

卒業論文を書くにあたってまずテーマ選びが難しかったです。アメリカ関連の雑誌を読んだり、他の論文を読んだり、アメリカの新聞を読んだり、自分が一番興味を持てるテーマは一体何なのかを見つけるまで時間がかかりました。テーマ選びに時間がかかったものの、自分に合ったテーマを見つけたときに面白いと感じたのは入ゼミ論文のテーマに選んだものとほとんど変わりがなかったということです。自分の興味は 2 年間を通して結局変わっていなかったことに気がつきました。2 年間同じ視点でアメリカ政治を学んでいたということだと思います。

論文では比較的新しいミシガン大学についての訴訟とその判決を扱ったために資料が限られてしまい、使用した資料はほとんどがミシガン大学のホームページや裁判に関わった団体のホームページなどになっていました。論文を書きすすめながら他の文献に当たりましたが、はじめに当事者の主張に触れることで裁判の表面的な判決以外の事情や背景を見ることができ、興味深かいと感じたと同時に論文にも役立ったと思います。また、当事者の言い分を調べていくうちにどちらにも一理あるということ、そして裁判官の立場したいで逆の判決が出たかもしれないということが見えてきて、アメリカの訴訟社会の難しさにも考えさせられました。また、他に難しかったことは資料を調べていくうちに様々な団体の関わりやアフーマティブ・アクション廃止運動にたずさわる人々動きにも話が及んでしまい、情報収集をどこまで行えばいいのかわからなくなってしまったことでした。論理的に論述することの難しさに加えて論文のための情報収集の方法と情報の整理がとても重要だと感じました。

あまり情報のないテーマを取り上げ、ほとんど知識のない状態から論文を書き上げることはとても難しいと感じましたが、同時に集めていく情報が 1 つの線になっていく楽しみもありました。論理的という点では思うように進まなかったことが残念ですが、取り上げた 2 つの訴訟については自分で解説が出来るまで情報を収集し論文を書いたという達成感を得られました。このテーマで卒業論文を書いてよかったと思います。

土肥はるな君の論文を読んで

【高垣太郎】

土肥さんの論文は、アフーマティブ・アクションが合憲であるかどうかについての判決を題材に扱った論文でした。この論文はアフーマティブ・アクションを法的な観点から捉え、それに関する判決を詳しく追うことによってアフーマティブ・アクションの憲法上の問題点をうまく説明していたと思います。まず、この論文のテーマとなっている事例は、同じ大学における異なる 2 つの裁判ということで、比較に非常に適した題材を選ぶことができたという点を評価したいと思います。この論文では、議論を進める上でミシガン大学における 2 つのケースを取り上げていましたが、第 6 章においてその 2 つのケースの間の判決の違いと、その要因を考察することによって、現在のアメリカのアフーマティブ・アクションの違憲基準が分かりやすく示されていたということが特に評価できると思います。また、この論文の優れた点としては、判決文やインタビュー記事などと言った一次資料が多く用いられていて、当事者の意見が正確に伝えられているという点が挙げられると思います。

このように、土肥さんの論文は大変素晴らしい出来だと思いますが、ここで、この論文が最終稿に向けてさらに良いものになるために、いくつかの助言をしたいと思います。まず、この論文の目的が Bakke 判決をもとに 2003 年に出された 2 つの判決の意義を考察するというのであれば、序章でその旨をオリジナリティーとして触れる方が読み進める際に手助けになるのではないかと思います。また、章立てをこの論文の目的に沿って簡潔化したほうが良いのではないかと思います。つまり、この論文の核となる章は 2 章 3 章 6 章だと思うので、4 章 5 章という判決の与えた周囲への影響、という補足的な部分を、6 章にそのまま入れてしまうなどの変更をするというもひとつの方法なのではないかと思います。また、Bakke 判決で出された判断を連邦の判断基準として取り上げたのであれば、1978 年に出された Bakke 判決の意義をもっと強調し、同時に 4 章における 2 つの判決について述べる際も Bakke 判決に基づいた当てはめを行った方が良いのではないかと思います。

それから、細かいことですが、カリフォルニア州住民投票 209 号という単語が出てきましたが、それを知らない人はそれが何を指すのかわからないと思うので、注で説明したほうが良いのではないかと思います。

最後に終章についてですが、現時点では判決の意義やこれからの展望が少し述べられているという程度になっているので、やや不十分な印象を受けました。これに関し、特に将来の展望について土井さんの見解をもう少し詳しく述べていくなどの改善をすることでさらに素晴らしい論文が出来上がるのではないかと思います。最終稿にむけて残された時間は少ないですが、ぜひ頑張ってください。

【増子瀬梨乃】

土肥さんの論文、"Grutter 判決と Gratz 判決の異議 ~ 1978 年 Bakke 判決をもとに ~" は 1960 年代に制定されたアフーマティブ・アクションが長い間"逆差別"として問題となったことを 2 つの重要な、且つ歴史上異例であった事例を用いたものであり、とても関心が高まるような論文でした。特にこれら 2 つの判決は 2003 年と最近下されたことによりアフーマティブ・アクションが近年どれほど問題になっており、人種優遇策の終わりが見えてきているのかが理解できる。私自身もアフーマティブ・アクションには完全に支持はできず、だが、マイノリティーは教育の場においても厳しい立場であり差別も根強く、そして、アメリカはその国から多様性を目指しているのだが、それが逆にマジョリティーからすると

逆差別と映ってしまうことに矛盾を感じ、改めて難しい問題であることが感じられます。

土肥さんの論文は判決の内容や経緯も丁寧に説明されているのですが、まず、第1章に関しては序章として持つてくるほうが良いのではないのでしょうか。序章にてアフーマティブ・アクションとは具体的にどのような制度なのか、またそれをめぐる判決や、その他に自分がこの論文を通して主張したいこと、なぜこの論文を取り上げようとしたのかや先行研究などを紹介するとより土肥さんが強調したいことが読者に事前に伝わり、読みやすいように感じます。次に、第2章のBakke判決はその概要だけでなくその判決はどのような意義があるのか、なぜここで取り上げられなければならないのか、そして重要なのはこの判決がGrutter判決、Gratz判決とどのように違うのかなどが明白になれば土肥さんの副題でもある「1978年Bakke判決をもとに」の意義が果たされます。最後に、GrutterとGratz判決はその後のアフーマティブ・アクションにどのような影響を及ぼしたのか、あるいはアフーマティブ・アクションは適用している学校には具体的にどのような影響を出したのかが気になるところであり、第6章をもう少し強調して書き上げて行くことは重要であり、そのことにより、主張もはっきりと見えてくるはずで、その他にもアフーマティブ・アクションを適用している州はどれくらいあり、その後どれくらい減少したのかなどの具体的な例を挙げられればこの2つの判決がどれほど影響力があったのかによりわかりやすくなると思います。

私はGrutter判決とGratz判決のことを恥ずかしながらまったく知らず、土肥さんの論文を読んで初めて知りました。そのため最高裁が2つの事例が問題となっている法律が似ていることから異例の対策が取り上げられたのだが判決でGrutter判決ではアフーマティブ・アクションが合憲とされ、Gratz判決では違憲とされたことが私にとっても驚きであり、また勉強になりました。この2つの事例は最近でもあることから資料も少ないと思いますが、これからはがんばって良い論文を書いてください。

【太田将】

土肥さんの論文「Grutter判決とGratz判決の意義～1978年Bakke判決をもとに～」は、「逆差別」というアフーマティブ・アクションの一番大きな問題について、訴訟に触れながら取り上げており、興味深い論文でした。まず、Bakke判決をGrutter、Gratz両判決と比較する形で捉えている点に本論文の特徴があらわれています。また、教育におけるアフーマティブ・アクション、とりわけ大学における入学選抜制度に絞って論じているので、論点が明確であるように感じます。一見訴訟問題のみを扱っているようにも思えますが、ブッシュ政権や推進派・反対派の有力者についても触れており、客観性に富んでいる論文です。

以上に見てきたように、本論文には評価する点が多々あります。一方でさらに優れた論文になるべく、いくつか感じたことがあるので、以下で述べたいと思います。まず、「はじめに」において、先行研究やオリジナリティ、明らかにしたい点をもう少し明確に打ち出した方が良いと思います。訴訟事例を扱う場合、事実の羅列になりかねないので、特にオリジナリティをはっきりさせてみてはいかがでしょうか。例えば、判決が下されて以降ミシガン大学ではどのような影響が出たのか、土肥さんなりの考察が加えられればそれは立派なオリジナリティになると思います。

次に、全体としては的を絞ってあるのですが、第1章はやや概観的であるように思います。サブタイトルに「Bakke判決をもとに」とあるように、Bakke判決について当時の状況と今回の2つの状況を比較検討してみるなど、Bakke判決をもう少し派生させてみるのも面白いかもしれません。

第4章では、ブッシュ政権の閣僚の反応について触れてあります。穏健派と言われるパウエルに触れるなら、その対極とも言えるアシュクロフト司法長官について触れてみた方が、より客観的な「ブッシュ政権内からの反応」になるでしょう。

最後に私もアフーマティブ・アクションをテーマにしたので、土肥さんの論文はとても参考になりました。教育問題中心に論じると、同じアフーマティブ・アクションでもかなり論点が変わってくるなど実感しました。論点が絞れていることもあり、かなり水準の高い論文に仕上がっていると思います。アフーマティブ・アクションをテーマにしている同士で、お互いに頑張りましょう！